

## 県立新城高等学校体育施設の利用について

### 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日時	使用料
体育館	・照明設備 ・使用できる備品は、得点板、バスケットリング、バレーボールネット及び支柱、バドミントン支柱に限る。	水 (祝日は除く) 19:00～21:00 【終了時間厳守】	1回あたり 440円
<p>* 種目は、バスケットボール、バレーボール、バドミントンに限ります。 (フットサル等その他種目は禁止とします。)</p> <p>* 上記の日時でも学校行事等や施設状況により開放しないこともあります。</p> <p>* 1回に使用できる団体は1団体です。許可された団体に登録された人以外の利用はできません。 (練習試合などの相手として呼ぶことはできません。)</p> <p>* トイレは「生徒会館」を使用してください。</p> <p>* 体育館改修後、床が滑りやすくなっていますので十分注意して使用してください。</p>			

### 2 利用のしかた

#### (1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

#### (2) 申込方法

- ア 毎年度、利用者名簿を提出していただきます。
- イ 学校にて申請書を審査し(審査基準:本校の体育施設で活動可能かどうか)、許可された団体が利用できます。(審査により認められない場合もあります。)
- ウ 利用希望日の属する月の前月初日から10日17時まで(10日が土日祝に当たる場合は、休日明け12時まで)の間に、施設利用申込書(様式1)により事務室に申し込んでください。
- エ 他の利用者、学校行事等との調整後、前月の25日に本校HPに掲示し、利用可能であれば施設利用承認書を交付します。
  - ◆ 利用決定された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
  - ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

◆ 利用状況が目にあまる団体は登録を取り消す場合があります。

（自動車での来校、校内での喫煙・飲酒、器物破損、使用料の滞納、無断キャンセル、学校周辺からの苦情など）

### (3) 利用方法

ア 「4 守っていただきたいこと」のルールを遵守してください。

※利用状況が適切でない団体は登録を取り消します(オの例を参照してください)。

イ 出入りは一番小さい門(歩行者用の門)のみを利用してください。

(学校施設管理員が帰る際、真ん中の門(自転車用の門)、自動車用の門は施錠します。)

ウ 利用団体責任者は、毎回施設利用日誌を記入してください。

エ 施設開放のある日は、体育館の鍵は開いております。

「日誌・体育館扉鍵」を18:55までに事務室窓口へ取りに来てください。

利用団体は、施設利用後、清掃し、

①体育館扉の鍵をかけ、

②記入した施設利用日誌及び体育館扉鍵をポストに入れ、

③最後に歩行者用の門に南京錠をかけてください。

オ 利用取り消しの例は以下のとおりです。

- ・終了時間(21時)を超えての利用が判明した場合(清掃も利用時間内に終えること)
- ・学校敷地内での喫煙、飲酒が判明した場合(疑われる場合も含む)
- ・利用の翌朝見回り時に、学校敷地内に吸い殻や食べ物のゴミが落ちていた場合
- ・消灯や施錠が行われていなかった場合
- ・利用したにもかかわらず、施設利用日誌が記入されていない場合
- ・学校敷地内(正門の前の公道を含む)に駐車していることが判明した場合
- ・器物破損、使用料の滞納、無断キャンセルがあった場合
- ・清潔に施設利用がされていない場合(トイレを含む)
- ・その他、施設利用団体として適切でないと学校が判断した場合

### 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

◆ 4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。

<https://www.sportsanzen.org/hoken/index.html>

### 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校は全面禁煙、火気厳禁です。

喫煙、火気使用は、疑いがあった場合であっても利用を取り消します。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

- ウ 自動車での来校は禁止とします。徒歩や公共交通機関を利用してください。  
学校前の公道に利用者が駐車していることが確認された場合も、利用を取り消すことがあります。
- エ 利用中は一番小さい門(歩行者用門)のみを使用してください。また利用中は、門扉を閉めてください。
- オ 体育館内では体育館履きのみを使用可とします。また、フロア内は飲食禁止とします(活動中の水分補給は可)。
- カ 指定された備品以外の使用は禁止とします。利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用責任者が確認してください。使用した備品については、丁寧に取り扱い、使用後は元の位置に戻してください。
- キ 自動体外式除細動器(AED)はラウンジ入口左側校舎外壁に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
- ク トイレは清潔に使用してください。
- ケ 携帯電話、スマートフォン、PCの充電等は禁止とします。
- コ 紙屑、缶・ペットボトルなどのごみは、各自持ち帰ってください(ポイ捨て厳禁)。
- サ お帰りの際は、団体責任者が、体育館の消灯、体育館扉及び正門門扉の全ての施錠確認をしてください。
- シ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- ス 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、緊急の際は、緊急連絡先を参照)。
- セ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、「施設・設備破損届」を必ず提出してください。
- ソ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- タ 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。
- チ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

## 5 感染症対策における留意事項

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するようにしましょう。
- イ 施設の利用前には、手を洗いましょう。
- ウ 利用中は十分な換気を行いましょう。
- エ その他、学校が決めた措置は指示に従ってください。

### 緊急連絡先

○ 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

・警察 110

・消防 119

・川崎市救急医療情報センター(365日24時間受診できる医療機関を案内) 044-739-1919

(緊急かつ重症で救急車が必要な場合は、119番へ)

○ 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、日誌への記入、学校への報告をお願いします。

